

資料6 心身障害児の就学指導年間活動計画(例)

機関名	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村教育委員会	市町村心身障害児就学指導審議会	第1回就学指導審議会(運営・組織)	教育相談	実態調査(4・5歳児) (障害児について保健衛生課、福祉機関、幼稚園等より情報収集)	実態調査(小・中学校在学者) (障害のあると思われる児童生徒の有無について調査)	就学指導依頼書作成	第2回就学指導審議会(小・中学校在学者)	学齢簿作成	就学時の健康診断(対象児発見)	就学指導依頼書作成	市町村教育委員会 市町村教育委員	第4回就学指導審議会(まとめ・反省)	
県教育委員会	県教育委員会	(就学指導講習会)	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成	学校基本調査 就学障子・免除児童簿作成
他機関	他機関	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携	児童相談所、病院、市町村の保健婦等との連携
備考	備考	○猶予・免除児で児童福祉施設に入所が適当と思われる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○入院の必要な者は、病院において診断を受けるよう指導する。	○審議会の審議の結果児童福祉施設に入所して養護学校等に就学する必要があると考えられる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○近い将来就学可能なものの訪問教育の可能なものの審議。	○審議会の審議の結果、盲・聾・養護学校における教育が適切と判断されたものについて保護者の理解を得て県に通知する。(訪問教育対象はその旨特記する)	○審議会の審議の結果児童福祉施設に入所して養護学校等に就学する必要があると考えられる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○近い将来就学可能なものの訪問教育の可能なものの審議。	○審議会の審議の結果児童福祉施設に入所して養護学校等に就学する必要があると考えられる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○近い将来就学可能なものの訪問教育の可能なものの審議。	○審議会の審議の結果児童福祉施設に入所して養護学校等に就学する必要があると考えられる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○近い将来就学可能なものの訪問教育の可能なものの審議。	○審議会の審議の結果児童福祉施設に入所して養護学校等に就学する必要があると考えられる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○近い将来就学可能なものの訪問教育の可能なものの審議。	○審議会の審議の結果児童福祉施設に入所して養護学校等に就学する必要があると考えられる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○近い将来就学可能なものの訪問教育の可能なものの審議。	○審議会の審議の結果児童福祉施設に入所して養護学校等に就学する必要があると考えられる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○近い将来就学可能なものの訪問教育の可能なものの審議。	○審議会の審議の結果児童福祉施設に入所して養護学校等に就学する必要があると考えられる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○近い将来就学可能なものの訪問教育の可能なものの審議。	○審議会の審議の結果児童福祉施設に入所して養護学校等に就学する必要があると考えられる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○近い将来就学可能なものの訪問教育の可能なものの審議。	○審議会の審議の結果児童福祉施設に入所して養護学校等に就学する必要があると考えられる者は、児童相談所に入所措置等について依頼する。 ○近い将来就学可能なものの訪問教育の可能なものの審議。